令和4年

6月号

濱田会計事務所通信

令和4年6月1日発行 Vol.58

令和5年10月1日から始まる適格請求書等保存方式(インボイス方式)について以前も取り上げましたが、事業をしている多くの方にとって非常に重要、且つ分かりづらい制度のため再度紹介いたします。消費税の課税事業者で簡易課税制度を選択していない方は制度開始までに必ず理解するようにして下さい。

適格請求書等 保存方式 (インボイス方式)



適格請求書等保存方式(インボイス方式)とは

消費税の計算は、売り上げた際に受け取った消費税(仮受消費税)から仕入れや経費等の支払い時に支払った消費税(仮払消費税)を差し引いた残りの消費税を納めるのが、原則的な計算方法です。例えば売上高が税込みで 1100 万円だった場合、その 1100 万円のなかに 100 万円の消費税が含まれています。この 100 万円は事業者の利益ではなく、税務署に納めるためにお客さんから預かっている100 万円です。

また、事業をしている人は普段から何らかの形で消費税を支払っています。例えば商品を仕入れる場合、家賃や電気代を支払う場合など経費の支払いをする際には、経費と一緒に消費税を支払っています。消費税は多くの支払い代金の中に含まれていますが、給料、税金、保険、利息などのように消費税がかかっていない支払いもあります。

消費税がかかっている支払が税込みで 770 万円だとすると、その内の 70 万円は経費ではなく、消費税の支払いという事になります。

この場合、売り上げた際に預かっている消費税 100 万円から、経費の支払いの際に既に支払った消費税 70 万円の差額の 30 万円が納付する消費税になります。

計算式(税率10%の場合)

(1) 売上高に含まれている消費税

- 1,100 万円×10/110=100 万円
- (2) 消費税がかかっている支払に含まれている消費税
- 770万円×10/110=70万円

(3)(1)-(2)=30万円

消費税の計算の際に、受け取った消費税から支払った消費税を引くことを「仕入税額控除」といいます。この仕入税額控除の金額(上記の(2)の金額)が多ければ最終の納付する消費税の金額(上記の(3)の金額)は少なくなるので、(2)の金額を支払った場合は、その金額を支払ったことを証明する書類を残しておく必要があります。請求書や領収書などが(2)の金額を支払った証拠となりますが、令和5年10月1日からは、証拠として認められる請求書・領収書は一定の事項を記載した「適格請求書」でなければならないというルールに変更になります。

適格請求書の記載事項

- ① 「適格請求書発行事業者」の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称



受け取った請求書等が適格請求書等でない場合

ここで特に注意する点は、適格請求書等には適格請求書発行事業者として登録番号の記載が必要であ るという事です。この登録番号は税務署に申請することで発番されますが、この申請を行う事ができ るのは消費税の課税事業者に限られます。

消費税の課税事業者でない免税事業者は、適格請求書発行事業者として登録番号の申請が出来ず、適 格請求書を発行することが出来ません。そのため、消費税の免税事業者に支払いをした場合は、その 支払いに含まれる消費税は仕入税額控除の対象となりません。

仕入税額控除の対象とならないという事は、受け取った消費税から引くことが出来ず、納付する消費 税が増えるという事です。

ただし、消費税の計算方法について簡易課税制度を採用している場合は、消費税の計算方法が異なる ため、仕入税額控除のために適格請求書等を保存する必要はありません。

適格請求書発行事業者以外へ経費の支払いをする際は、消費税分の負担が増える(※1)事となるた め、以下のような対応を検討する必要があります。

A.適格請求書を発行しない事業者(消費税の免税事業者)との取引を控える

- B.消費税分について値引きの交渉をする(※2)
- C.免税事業者に課税事業者となって適格請求書を発行するように交渉する

経済的に両者にとって最も合理的な方法は C.の方法です。

免税事業者が適格請求書を発行するために課税事業者となる場合は簡易課税制度の選択の余地もあり ますので、事前に対応を協議しておくと良いでしょう。

- ※1令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額 の80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入 税額相当額の50%を控除する事が出来ます。
- ※2見直しに当たっては、「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わ ないよう注意が必要です。

解説動画はこちら









事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載していま す。また、メールマガジンとして同内容を配信して いますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。

YouTube 動画配信もしておりますので、 右の QR コードより是非御覧下さい。



【最近の動画】

・コロナ自宅療養で入院給付金をもらいました

Twitter 始めました @hamadakaikei

リアルタイムでの情報発信や個人的な事などもたま につぶやいたりしています。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL: 079-229-9041 Fax: 079-229-9049

E-Mail: info@hamadakaikei.jp URL: http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、 相続のこと・・・ 一緒に考えましょう!

